

令和6年度「いか」の輸入割当てについて（追加）

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【共通事項】必ず一読してください。

・本輸入発表は、令和6年度「いか」の輸入発表（令和7年2月28日付け輸入発表第19号をいう。以下同じ。）の追加割当てです。

・申請受付日等につきましては、令和6年度「いか」の輸入発表において通知します。

・本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から無償で輸出し、委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」（輸入注意事項55第90号）に基づく申請手続きをしてください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/import-tokushu.html

・輸入割当てを初めて申請する方は、こちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/about/index.html

・本輸入割当ては、電子申請又は郵送での申請とします。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/index.html

・全ての輸入割当て方式において電子申請が可能です。申請に当たっては、便利な電子申請をご利用ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/shinsei/index.html

・電子申請時の申請窓口及び品目コードは以下のとおりです。

- ① 申請窓口コード SAE
- ② 品目コード CS

・保税地域内での水産物輸入割当て品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原則として認めていません。認められる場合の詳細は、こちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2006/20060714_111_im.pdf

・事業譲渡により輸入実績の承継を受けた場合は、輸入割当て申請時に提出する「輸入割当期別輸入通関実績集計表」に、自社が取得した割当ての輸入実績を記載するとともに、譲渡を受けた割当ての輸入実績も併記してください。

目次

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位.....	3
2 輸入割当方式及び輸入割当限度数量.....	3
3 原産地.....	3
4 各輸入割当方式における申請資格、申請方法等.....	3
(1) 商社割当て A 1 (実績割当て)	3
(2) 需要者割当て	3
(3) 漁業者割当て	3
5 本輸入発表に関する問合せ先	3
(別表) 原産地一覧表	4
 令和 6 年度「いか」(追加) 需要者割当て発注限度内示書発給要領	5
〔別紙様式 1〕 令和 6 年度「いか」(追加) 需要者割当て配分先計画書	7
〔別紙様式 2〕 令和 6 年度「いか」(追加) 需要者割当て発注先計画書	8
〔別紙様式 3〕 輸入通関実績報告書	9
〔別紙様式 4〕 累計輸入通関実績報告書.....	10
〔別紙様式 5〕 販売実績報告書	11

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位

実行関税率表 の番号等	商 品 名	申請に用いる数量単位
03・07 03・09	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵及び塩水 づけのいか並びにいかの粉	K G

※「いか」とは、水分量 30%以上のものをいいます。

2 輸入割当方式及び輸入割当限度数量

輸 入 割 当 方 式	輸入割当限度数量(メトリック・トン)
商社割当て A 1 (実績割当て)	15,000
需要者割当て	23,900
漁業者割当て	1,100
計	40,000

3 原産地

本輸入発表に基づき輸入することができる国又は地域は別表のとおりとします。

4 各輸入割当方式における申請資格、申請方法等

(1) 商社割当て A 1 (実績割当て)

申請受付期間、申請者の資格、申請書類及び割当基準等については、令和6年度「いか」の輸入発表において通知します。

(2) 需要者割当て

申請受付期間、申請者の資格、申請書類及び割当基準等については、令和6年度「いか」の輸入発表において通知します。水産庁長官からの発注限度内示書の交付については、令和7年2月28日付け6水漁第1380号「令和6年度「いか」(追加)需要者割当て発注限度内示書発給要領」に定めるところによります。

(3) 漁業者割当て

申請受付期間、申請者の資格、申請書類及び割当基準等については、令和6年度「いか」の輸入発表において通知します。

5 本輸入発表に関する問合せ先

貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室(水産班)

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03(3501)0532

電話対応時間

9:30~17:00(12:00~13:00を除く。)

(ただし、行政機関の休日を除く。)

ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/index.html

(別表)

原産地一覧表

(アジア州)

アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インド、インドネシア、オマーン、カンボジア、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、大韓民国、中華人民共和国、トルコ、日本、バーレーン、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ヨルダン、香港、マカオ

(ヨーロッパ州)

アイスランド、アイルランド、アルバニア、イタリア、英国、エストニア、オランダ、キプロス、ギリシャ、ジョージア、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、北マケドニア共和国、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、フェロー諸島

(北アメリカ州)

アメリカ合衆国、アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル、カナダ、グアテマラ、グリーンランド、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ

(南アメリカ州)

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、キューバ、コロンビア、スリナム、チリ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、フォークランド諸島、仏領ギアナ

(アフリカ州)

アンゴラ、エジプト、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ジブチ、セネガル、タンザニア、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ブルキナファソ、ベナン、マダガスカル、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ

(大洋州)

オーストラリア、キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、北マリアナ諸島(米)、グアム(米)、クック、その他のオーストラリア領、トケラウ諸島、ニウエ、ニューカレドニア(仏)、仏領オセアニア、仏領ポリネシア、米領オセアニア、米領サモア

令和6年度「いか」（追加）需要者割当て発注限度内示書発給要領

令和6年度「いか」の輸入割当てについて（追加）の輸入発表（令和7年2月28日付け輸入発表第20号。以下「輸入発表」という。）の4（2）に基づく発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給は、下記により行う。

記

1 内示書の発給

（1）輸入割当限度数量

輸入割当限度数量は、23,900 メトリック・トンとする。

（2）内示書の発給を受ける資格

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受ける資格を有する者は、次の団体とする。

全国水産加工業協同組合連合会
全国いか加工業協同組合
全国珍味商工業協同組合連合会
全国調理食品工業協同組合
日本水産缶詰工業協同組合
全国給食事業協同組合連合会
全国漁業協同組合連合会
一般社団法人 日本かまぼこ協会

（3）内示書の発給申請期間

（2）の団体であって、本要領に基づく内示書の発給を受けようとする者は、令和7年3月14日までに書面（発注限度内示書発給申請書）によりその旨を水産庁長官に通知すること。

（4）内示書発給後の提出書類

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受けた者（以下単に「内示書の発給を受けた者」という。）は、遅滞なく、配分先計画書（別紙様式1）及び発注先計画書（別紙様式2）を水産庁長官に提出しなければならない。提出後に変更が生じた場合についても、遅滞なく、変更後の別紙様式1及び別紙様式2を提出すること。

（5）内示書の発給を受けた者が内示書を返納しようとするとき、又は内示書の内容に意見があるときは、速やかに書面によりその旨を水産庁長官に通知すること。

2 発注方法等

内示書の発給を受けた者は、次の方法で発注を行わなければならない。

（1）加工業者等の要望等に基づきつつ、加工原料として使用するための発注であることを明確にした上で輸入商社等に対して発注を行うこと。

（2）発注を行うに当たっては、発注を受ける者が自ら輸入通関することが確実であると認められる者であることを、有価証券報告書又は法人の履歴事項全部証明書等により確認するこ

と。また、過去に同一の品目に係る輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者に発注する場合、当該需要者割当てに係る輸入通関実績があることを確認すること。

- (3) 発注を受ける者が、令和4年度「いか」の輸入発表（令和5年2月28日付け輸入発表第19号）に基づき需要者割当てを受けた者であって、かつ、当該需要者割当てを受けた日から令和6年12月末日までの輸入通関実績（消化実績）が当該需要者割当ての80%未満であるときは、そのことに自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められる場合、今年度の発注数量は当該輸入通関実績（消化実績）を上限としなければならない。

3 実績報告

- (1) 内示書の発給を受けた者は、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、提出月の前3ヶ月分の輸入通関実績に関する次の報告書類を持参又は郵送で水産庁に提出すること。
- ① 輸入通関実績報告書（別紙様式3）
 - ② 累計輸入通関実績報告書（別紙様式4）
 - ③ 輸入通関実績がある場合にあっては、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し
 - ④ 輸入通関実績があり、かつ、電子申請を行っている場合にあっては、輸入承認証付属の月別裏書実績の写し
- (2) 内示書の発給を受けた者は、毎年4月15日までに、前年1年間（1月から12月まで）の発注先別販売実績について、販売実績報告書（別紙様式5）により水産庁に報告すること。

4 提出先

水産庁長官又は水産庁に提出しなければならない書類の提出先は、次のとおりとする。
水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 輸入割当て担当
住所 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話番号 03-6744-1867

5 その他の事項

- (1) 内示書の発給を受けた者は、当該内示書に係る輸入品の取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。
- (2) 本要領に基づいて提出された報告書の内容については、本要領に係る輸入発表に基づいて公表するため、水産庁から経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室に提供する。

別紙様式1

令和 年 月 日

水産庁長官 殿

団体名

令和6年度「いか」(追加)需要者割当て
配分先計画書

[illegible]

配分先は加工業者単位で記入する。未定の場合は概数で記入する。

別紙様式2

令和 年 月 日

水産庁長官 殿

団体名

令和6年度「いか」(追加)需要者割当て
発注先計画書

[illegible]

輸入通関実績報告書

報告年月日

担当者名

電話番号

メールアドレス

割当年度 年度

9

累計輸入通関実績報告書

報告年月日

担当者名

電話番号

メールアドレス

[illegible]

※ 報告対象年度は、当年度を含む直近3年度とする。

販売実績報告書

報告年月日

担当者名

電話番号

メールアドレス

割当年度	年度
------	----

[illegible]

11